

お子様の医療費助成制度に整骨・接骨院が追加されます

満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方

柔道整復師（整骨院や接骨院）の施術でも、窓口負担が上限500円で受診できるようになります。

令和3年8月1日以降も、現在お持ちの福祉医療費受給者証はそのままご使用いただけます。

（制度変更となるのは福祉医療費受給者証の左上に「現物」の記載のある証をお持ちの方のみです。）

受給者証は、被保険者証と一緒に医療機関、院外処方の薬局の窓口へ必ず提示して下さい。

現物	□	□	福祉医療費受給者証
公費負担者番号			
受給者番号			
受給者住所			
氏名			
生年月日	年	月	日
自己通院	1レセプトにつき上限 500 円		
自己訪問	1レセプトにつき上限 500 円		
自己療養	1レセプトにつき上限 500 円		
自己看護	1レセプトにつき上限 500 円		
自己入院	1レセプトにつき上限 500 円		
自己食事療養券	1枚につき上限 500 円		
※整骨、接骨、鍼灸院は現物給付の対象ではありません			
有効期間	年	月	日から 年 月 日まで
交付年月日	年	月	日

同じ病院でも医科と歯科、入院と外来はそれぞれ500円の負担です。同じ薬局でも、処方箋の発行元（医療機関）ごとに500円ずつ負担します。

8月からは
※鍼灸院現物給付の対象ではありません
このように読み替えになります。



既にお持ちの受給者証をご使用いただけます。

- 県外で受診した時や治療用装具は、市役所③番窓口か各支所民生係で申請が必要です。
- 保険証が変わったときは、必ず市役所窓口への手続きと医療機関への提示をお願いします。他の住所や資格等に変更があった場合もお早目にお届けください。手続きには印鑑・受給者証・保険証をお持ちください。



《ご注意ください》

学校等で起きたケガ等の治療で医療機関等を受診する場合は「福祉医療費受給者証」は提示せず、2割・3割で受診していただき、後日、学校等を通じて、スポーツ振興センターへ給付申請をしてください。公共医療（特定疾患治療・ウィルス肝炎医療・学校で加入する日本スポーツ振興センターのスポーツ共済など）をご利用の方は、必ずお申し出ください。福祉医療費と重複して給付となった場合には、後日返金していただきます。

「福祉医療費受給者証」を提示して受診し、スポーツ振興センターへ給付申請をされたことが判明した場合、福祉医療費分を返納していただくことになりますのでご注意ください。